和光市 報道発表資料 令和5年11月29日

埼玉県内初「家族向け住戸」の設置を義務化~ タイトル 令和5年12月定例会 和光市まちづくり条 例の一部改正について上程~ 例の一部改正について上程~

い つ 実施日時・工期	令和6年4月1日施行予定
ど こ で 会場・開催地等	和光市
だれが主催者・関係者	和光市都市整備部建築課
なにを	総戸数が50以上の集合住宅の建築を行う場合、その集合住 宅の総戸数の1/2以上の割合で家族向け住戸(専用面積が
事業内容など	50㎡以上の住戸)を設置することを和光市まちづくり条例 にて義務付けます。
なぜ目的・理由	ファミリー層向けの住宅供給が少ないため、子育て世代の家 庭が定着せず、市外に転出してしまうことが課題です。この 課題を解決することが目的です。
ど う し た 経緯・経過	この課題を解決するため、一定規模以上の開発行為等に対して、家族向け住戸を義務付けることにより、ファミリー層の定住化を図ることをねらいとしました。
金額	無し
その他	
問い合わせ先 担 当 課	課 名 建築課 氏 名 遠藤 秀和 電 話 048-464-1111 (内線2215)